

令和8年度 訪問看護教育計画・プログラム策定事業実施要項

1 目的

奈良県内で訪問看護に従事する看護職の経歴や経験年数等に応じて習得すべき知識・技術について体系的な教育プログラムおよび研修計画を策定し、効果的な人材育成に資することを目的とする。

2 事業内容

- (1)訪問看護師の人材育成に関し、基礎的なレベルから訪問看護ステーション管理者等の管理能力レベルまで、各レベルに応じた訪問看護研修体系を検討する。
- (2)訪問看護師のキャリア形成において、新任期から管理者へと生涯に渡るキャリアデザインが描けるよう、訪問看護キャリアラダーを作成し、普及する。
- (3)前記を踏まえ、段階的に知識・技術を習得できるよう訪問看護師育成の研修計画を策定する。

3 訪問看護教育プログラム策定検討会議(以下、「検討会議」という。)の設置

前項の検討事項や研修計画は、検討会議で検討し作成する。

4 その他

本事業で作成した訪問看護研修計画は、訪問看護ステーション人材確保事業の各研修に反映させるとともに、キャリアラダーが県内の各訪問看護ステーションで活用されるよう研修や会議の機会に普及を図る。また、各訪問看護師が自己研鑽の参考資料として利用できるよう訪問看護総合支援センターホームページに掲載する。